

なかよくたくましく生きる「きたかたっ子」いじめ対応マニュアル

「きたかたっ子」はいじめを絶対にしません・許しません！ 喜多方市立第一小学校

「いじめ」の定義

- ①児童が心理的、物理的な攻撃を受け、
 - ②精神的な苦痛を感じているもの。
- ※要点抜粋

学校・家庭共通の認識

- 「どの子にも」起これ得るとの認識のもと、早期発見、即時対応に努めます。
- 「人間として絶対に許されない」という強い態度で児童に指導します。
- 指導者が、いじめを助長するような言動は絶対にしません。

学校の認識

- ①いじめられた児童の立場に立ちます。
- ②「いじめられている」との訴えがあつたら、解決のために全力を尽くします。

早期発見

- 【学校では】
- 児童一人ひとりが存在感を持つる学級づくりと日常の観察
 - アンケート等による調査（毎月）
 - 点検表によるチェック（教師）
 - 生徒指導委員会、職員会議での情報交換（毎月）
 - チャンス相談、定期相談による情報の収集
 - 共に学び高め合う授業の充実

↑即連絡

- 【家庭では】
- 親子一緒に体験（家族そろって食事、一緒にお手伝い等）
 - 親子の会話（夕食時等）
 - 日常の観察（表情、言動）
 - 持ち物の確認（なくなっているものはないか、買った覚えがないのに持ち物が増えているのか）
 - 日記等での変化

へんだぞ！

- 【学校では】
- 机が離される
 - ワーッとはやしたてられる
 - いつも一人ぼっち
 - 持ち物が隠される
 - 落書きをされる
 - 学校を休むことが多い
 - 傷やアザ等が見られる
 - ネットへの書き込み

即報告

- 【家庭では】
- 表情が暗い
 - 友達のことを話したがらない
 - 朝になるとお腹が痛くなることが多く欠席が増える
 - 持ち物にいたずら
 - お金の使い方が荒い
 - 体に傷やアザが見られる

即時対応

いじめ発見

- 【学校では】
- 校長のリーダーシップのもと、24時間以内にいじめ対策の委員会を開き、組織的に問題解決にあたる。
- ※犯罪行為として取り扱われるべき重大ないじめについては、警察に相談・通報するよう文科省から指導されています。

迅速な「事実の確認」

いじめられている児童及び、いじめられている児童への個別指導

保護者への説明と協力依頼 学年・学級での全体指導

緊急避難的措置（席替え等）

- 【教育委員会では】
- スクールカウンセラー等との連携強化
 - 電話・来所相談への対応並びに指導助言
 - 「転校」の申し出
→・就学すべき学校の指定の変更
・区域外通学についての検討と決定

継続指導

- 【学校では】
- 問題は解決するまで全力を尽くす
 - 問題の解決は校長が判断する
 - 担任は、状況に応じて保護者に学校の様子を報告

- 【いじめられた児童には】
- 常に味方であり、必ず守ることを伝える
 - 観察を継続し、ちょっとした変化も見逃さない
 - 何かあったらすぐ相談することを約束する

- 【いじめている児童には】
- 絶対に許されない行為であることを機会を捉えて繰り返し指導する

- 【家庭では】
- 家庭での様子の継続観察と、変化が見られたらすぐに学校へ連絡
 - 家庭訪問等での担任との情報交換